

令和5年度 第9回杉戸町新庁舎整備審議会

次 第

日時:令和5年11月17日(金) 14時30分～

場所:杉戸町役場 第2庁舎2階第1・第2会議室

1 開会

2 議事

(1)杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について【資料1～資料3】

3 その他【資料4】

4 閉会

資料一覧

次第

資料1	杉戸町新庁舎整備基本構想(素)
資料2	新庁舎整備基本構想(案)の修正箇所一覧
資料3	答申書(案)
資料4	意見書

新庁舎整備基本構想(案)の修正箇所一覧

修正記録(11. 9 まで)

ページ、題名	章	旧	新
全体的に 表と図番号を統一			表と図番号を統一
全体的に 分かりづらい文字		DX、ZEB など	巻末に注釈を追加
P1.表 1 中 年月	第 1 章	和暦	和暦(西暦を追加)
P3 表題	第 1 章	2 基本構想の目的・位置づけ	2 新庁舎整備基本構想の目的・位置づけ
P3.表3中下段	第 1 章	表3 建設工事	建設工事の下に「庁舎完成(運営・維持)」を追加
P4.1 現庁舎の概要	第 2 章	南側散策道	みなみがわ散策道
P4.現庁舎の配置図	第 2 章		「みなみがわ散策道」を追加
P5.課題の整理の説明文	第 2 章	以下の9項目	以下の10項目
P5.【現庁舎の主な課題】	第 2 章	(4)狭あい化 (5)ユニバーサルデザインへの対応	(4)ユニバーサルデザインへの対応 (5)窓口の狭あい化
P5.【現庁舎の主な課題】	第 2 章		「(10)敷地形状や接道の問題」を追加
P6.P7 (4)、(5)	第 2 章	(4)狭あい化	(5)窓口の狭あい化 ・会議室の…⇒(7)へ移動 ・倉庫が…⇒(7)へ移動
P6.P7 (4)、(5)	第 2 章	(5)ユニバーサルデザインへの対応	(4)ユニバーサルデザインへの対応
P7.(7)職場環境の課題	第 2 章	(7)職場環境の課題	(7)執務環境改善への対応 ・会議室の利用率が高く、予約が取りにく

			いなど、その不足が指摘されています。 ←(4)から移動 ・倉庫が不足しており、執務スペースに書類が保管されている状況です。←(4)から移動
P7. 現庁舎の課題の整理	第2章		「(10)敷地形状や接道の問題」を追加
P8.1 基本理念 本文中	第3章	機能の骨子として、	機能として、
//	第3章	なお、……反映しました。	削除
P9.2 基本方針	第3章	なお、……反映しました。	削除
P9.2 基本方針 ○社会環境の変化	第3章	50年後の	将来の
P9.2 基本方針の順番	第3章	○自然、○「杉戸らしさ」 ○建設コスト	○建設コスト、○自然、○「杉戸らしさ」へ順番を変更した。
P9.2 基本方針 ○建設・維持管理コストを抑えたコンパクトな庁舎	第3章	・行政需要に柔軟な対応ができる機能と空間の確保 ・共有や統合を行い、効率的かつ効果的なスペースの利用	・行政需要に柔軟な対応ができる機能と空間を確保する。 ・共有や統合を行い、効率的かつ効果的なスペースの利用を図る
P10.1 庁舎に必要な機能 説明文	第4章	役場庁舎に求められる	庁舎に求められる
P10.1 庁舎に必要な機能 ②	第4章	全文	主語(町民、行政、職員)を整理
P10.1 庁舎に必要な機能 ②	第4章	ミーティングスペース	打合せを行うスペース
P11.1 庁舎に必要な機能 ④⑤⑥	第4章	④⑤⑥の順番	⑥⇒④、④⇒⑤、⑤⇒⑥へ掲載する順番と番号を変更した
P11.1 庁舎に必要な機能 ⑥	第4章	建物の生涯コストを	建物のライフサイクルコストを

P13. ⑥他要件(法令・早期実現性・経済性)	第 5 章	⑥他要件(法令・早期実現性・経済性) ・現庁舎敷地は、都市計画法上の住居系の地域に指定されていますが、「近隣住民のため必要な建築物」であることから建築が可能です。 ・現庁舎敷地は、杉戸町の所有であり、土地買収等に関わる期間や費用を最小限とすることができます。	⑥他の候補地の検討等(早期実現性・経済性・法令) ・現庁舎敷地は、杉戸町の所有であり、土地買収等に関わる期間や費用を最小限とすることができます。 ・現庁舎敷地以外の新たな場所に新庁舎を建設する場合には、インフラ整備や交通手段の確保など多額の財源が必要になることが想定されます。 ・現庁舎敷地は、都市計画法上の住居系の地域に指定されていますが、「近隣住民のため必要な建築物」であることから建築が可能です。
P13. 庁舎の位置 まとめの文	第 5 章	以上の検証により、新庁舎建設候補地は現役役場庁舎敷地とします。	以上の検証により、人口密度が高いエリアの中で比較的浸水被害が軽度である現役場庁舎敷地を有力な建設候補地とします。
P15.現庁舎の床面積	第 6 章	旧ボイラー室、旧プロパン庫、防災倉庫	倉庫に統一する
P15.庁舎等の配置図	第 6 章	旧ボイラー室、旧プロパン庫、防災倉庫	「みなみがわ散策道」を追加 倉庫1～6を明記
P18. ②庁舎規模の検討	第 6 章	全体的	審議会意見を反映させて、文言の修正や追記(自治体戦略2040構想についてなど)

P19.図中役場庁舎敷地	第 7 章	旧中山道	旧日光街道
P22. 2施設計画の検討のまとめ	第 7 章	基本計画段階において、庁舎機能や規模を踏まえて、県道・国道からのアクセス向上も考慮して敷地の形状も含めて最も適切なパターンを検討します。	今後の基本計画段階においては建設敷地、導入機能、規模、利便性、建設費用等を考慮した検討が必要です。
P23.第 8 章1.事業手法 説明文	第 8 章	資金や知識を活用	資金やノウハウを活用
P23.第 8 章1.事業手法 (1)	第 8 章	(1)設計・建設段階、維持管理・運営段階にかかる事業手法の動向について事業手法ごとに、設計・建設段階～維持管理・運営の各段階について、次のとおり分類整理します。	(1)設計・建設段階、維持管理・運営段階における事業手法の違いについて、次のとおり分類整理します。
P23.事業手法の図	第 8 章	各図	契約については「建設」、建設行為については「施工」と整理する。
P26. 2 概算事業費の本文	第 8 章	算出することは難しいですが、近年同規模の庁舎建築積算額(815,000 円/㎡: ZEB 化、将来物価予測込、税込)を参考に、新庁舎の規模と建築積算額から想定した場合、以下のようになります。	解体工事費について概算工事費に含めて積算した。合わせて説明文を整理した。

令和6年 月 日

杉戸町長 窪田裕之 様

杉戸町新庁舎整備審議会
会 長 佐々木 誠

杉戸町新庁舎整備基本構想の策定について(答申)

令和4年11月18日付け杉第5444号により諮問のありました杉戸町新庁舎整備基本構想の策定については、審議を重ねた結果、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について

本審議会では新庁舎の整備について、令和4年11月以降、計10回の協議を重ねてまいりました。その上で、人口減少社会、DXの進展などの社会情勢の変化、環境への配慮、増大する建設、維持管理コストの縮減など、新庁舎や行政を取り巻く大きな環境の変化を常に見極めることが重要と考えます。

現役場敷地での新庁舎整備を進めるにあたっては、改めて町内の他の候補地についての検証や、現敷地の敷地形状の改善や主要道路からのアクセス性の向上についても検討が必要と考えます。

新庁舎の整備を進めるに当たっては、本審議会の意見が十分に反映されるよう本答申を尊重していただきますとともに、更に詳細な検討を進め、より多くの町民の意見が反映されたものとなるよう要望します。

1 杉戸町役場の現状と課題

杉戸町役場は郡役所跡地に昭和38年に本庁舎が建設されて以来、町の行政施設の拠点として、人口増加、行政需要の拡大に伴い、昭和51年に第1庁舎、平成4年に第2庁舎、平成12年に第3庁舎を増築して対応してきました。

しかしながら、本庁舎は築後60年が経過し、耐震補強工事及び大規模改修工事を実施しておりますが、給排水設備の老朽化の問題や、庁舎が分散していることから入口や窓口が分かりにくく、通路やトイレなども狭く、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応ができていないだけでなく、敷地形状や主要道路からのアクセス性が悪いなど、様々な課題を抱えています。

2 新庁舎の基本理念・基本方針、新庁舎に必要な機能

町民・職員アンケートや町民ワークショップの意見を参考に基本理念・基本方針については多くの時間をかけて審議会で審議しました。

防災拠点、災害対策本部としての庁舎、利用しやすく働きやすい庁舎、社会環境に柔軟に対応できる庁舎、コストを抑えた庁舎、自然環境に優しい庁舎、杉戸らしい庁舎、の6つの基本方針、それに合わせた必要な導入機能の検討を行いました。

今後は基本計画の策定時点で、この基本理念・基本方針、必要な導入機能をどう実現させるか、より詳細な検討を行う必要があります。

3 庁舎の位置

【元】

位置については、6つの検証項目により、現庁舎の位置の評価を行い、現庁舎敷地を新庁舎の候補地としました。

【案1】

現庁舎の敷地における新庁舎の建替えについては、町の成り立ちや人口分布、上位・関連計画との整合、地域防災計画、利便性、早期実現性の6つの指標に基づき検討を行いました。

他の敷地における建替えの可能性については、別途検討が必要になると考えます。

【案2】

位置については、6つの検証項目により、現庁舎の位置の評価を行い、現庁舎敷地を新庁舎の候補地としました。

しかし、現庁舎敷地の形状、主要道路からのアクセス面で課題もあることから、町内の他の候補地との比較検討を行い、新庁舎整備の基本理念を実現させる上で最もふさわしい位置を再検討する必要があります。

4 庁舎の規模、庁舎の配置、今後の進め方

- (1) 庁舎の規模については、他の公共機能との整理・複合化も考慮しつつ、現床面積を超えることがないように検討を行う必要があります。

【元】

- (2) 建物配置の考え方については、仮庁舎を作らない、現庁舎の活用など、コスト削減策を検討する必要があります。

【案1】

- (2) 建物配置の考え方については、仮庁舎を作らない、工事期間中における町民の現庁舎利用への安全性確保、比較的新しい庁舎の有効活用など、コスト削減策を検討する必要があります。

【案2】

- (2) 建物配置の考え方については、仮庁舎を作らない、現庁舎の活用など、コスト削減策を検討する必要がありますが、何よりもまず敷地形状、アクセス条件を明確にすることが先決です。その上で、新庁舎がまちの活性化をけん引するシンボリック的存在になるための配置計画を考えるべきです。

- (3) 事業手法、概算工事費、事業スケジュールについては、基本計画の策定段階でより詳細な検討を行う必要があります。

特に工事費などの建設資金については、町が進める他の事業への影響も大きいことから、庁舎に必要な機能、庁舎の規模や配置なども含めて、事業費の縮減に向けてより詳細な検討を行う必要があります。

また、事業スケジュールに関連して、資金計画も合わせて詳細に検討を行う必要があります。但し、拙速に事業スケジュールを推し進めようとするのではなく、町民の誰もが納得する形で柔軟に新庁舎整備事業を推進していくことが必要です。

令和 年 月 日

杉戸町役場杉戸町新庁舎整備審議会 会長 様

氏 名 _____

意 見 書

令和5年度 第9回杉戸町新庁舎整備審議会についての意見は、下記のとおりです。

記

1 配布資料についての意見

資料____について

資料____について

資料____について

2 その他の意見

※締め切り:令和5年11月29日(水) 17:00まで

①Eメールによる提出。

「kanzaikeiyaku@town.sugito.lg.jp」宛てに、記入後メールに添付して送信してください。メール件名「R5第9回庁舎審議会議意見書」

②郵送・FAX 又は窓口による提出。

宛先:〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号杉戸町役場管財契約課
【担当】管財契約課 岡田、柳井 (TEL0480-33-1111 FAX0480-33-4550)